

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

参考資料

○子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

・子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法及び児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

・給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払う。

○施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

認定区分		利用定員を設定し、 給付を受ける施設
1号 認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 2号認定こども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号 認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 保護者の就労等により家庭での <u>保育</u> が困難であるもの	保育所 認定こども園
3号 認定	<u>満3歳未満</u> の小学校就学前の子どもであって、 保護者の就労等により家庭での <u>保育</u> が困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等

○特定教育・保育施設の利用定員設定について

《増員》認定こども園

施設名	1号	2号	3号	合計
花鶴丘幼稚園	+20人	+1人	+9人	+30人